

社会福祉法人 横路福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横路福社会(以下「この法人」という。)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員また評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

呉市内 3,000円

その他 5,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

呉市内 3,000円

その他 5,000円

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

呉市内 3,000円

その他 5,000円

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

平成26年4月1日施行の社会福祉法人横路福社会役員等費用弁償規程は廃止する。